

平成 29 年 第 1 回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 29 年 1 月 17 日 開会

平成 29 年 1 月 17 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成29年 第1回定例会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成29年1月17日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第1号 教育長の一般経過報告について
 - 2 議案第1号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 3 議案第2号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫

教 育 部 長	山 下 修
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
指 導 室 長	兼 平 晃 成
学 校 給 食 課 長	町 田 隆
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	相 河 学
教 育 施 設 課 長	清 水 誠 志
子 ど も 課 長	所 美 穂 子
図 書 館 長	杉 原 理 美
緑陵高等学校事務長	川 原 卓 也
事務局学校教育課総務係長	武 田 弘 毅
事務局学校教育課総務係	井 上 敬 太

午後 2 時 0 0 分 開会

○三角教育長 ただ今から、平成 2 9 年第 1 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、渡邊委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

初めに、日程番号 1、報告第 1 号 教育長の一般経過報告について 私から説明いたします。

1 2 月 1 2 日から 1 3 日にかけて、市議会第 4 回定例会一般質問が行われております。また平成 2 8 年度第 2 回学校力向上に関する総合実践事業推進協議会が、本市の南小学校を会場に道央、胆振、日高各県の校長が出席して行われております。それに続いて私のほうで懇親会に出席しております。

1 4 日、平成 2 9 年度当初人事に係る教職員人事 1 次協議に出席しております。

1 5 日、平成 2 9 年度、道庁別館にて緑陵高校に関する管理職に係る人事協議に出席しております。

2 2 日、第 4 回空知管内市町教育長会議に出席しております。

2 3 日、岩見沢市北村郷土資料コーナー開設セレモニーに出席しております。

以下、記載のとおりでございます。

ただ今の説明に対して、委員の皆さまからご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それではご意見ご質問等なければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○山下教育部長 議案第 1 号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

建築基準法施行令の一部改正により、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る排煙設備要件が改められたことに伴い、関係条例の一部を改正する条例案を、3 月に開催される市議会第 1 回定例会に提出することについて、ご意見を伺うものであります。

議案第 2 号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について。

今年度末をもって北村豊正保育所を廃止することに伴い、岩見沢市へき地保育所条例の一部を改正する条例案を、3 月に開催される市議会第 1 回定例会に提案することについてご意見を伺うものであります。

以上であります。

○三角教育長 それでは、日程番号 2、議案第 1 号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について を審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第 1 号についてご説明いたします。

改正文と新旧対照表のあとにあります、本条例の一部改正に係る概要についての資料を

ご覧ください。

今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例で指定する設備要件を改めるというものです。影響を受ける施設は、小規模保育事業と事業所内保育事業を行う保育所で、保育室を4階以上に設ける場合に本規定の対象となりますが、現在市内では、家庭的保育事業を実施している保育所はありませんし、今後認可外保育施設から家庭的保育事業に移行することが想定される事業所の中にも、4階以上に保育室を設けている例はありませんので、この規定に該当する施設は当面ないものと考えております。

改正となる基準の内容ですが、図にありますとおり、左側の従来基準で申し上げますと、室内と避難用の屋内階段が排煙可能なスペースまたは付室で連絡していることが条件となっておりましたが、右側の図にありますとおり、排煙技術の向上により付室のほか階段室でも排煙が可能になったことから、階段室での排煙を想定し、付室又は階段室の構造は施行令の規定による構造によるものでなければならないといった内容の規定に改正されています。

先程も申し上げましたとおり、市内で該当する保育所はありませんが今後開設される場合に備え、必要な改正を行うものであり、3月に開催されます市議会第1回定例会に提案したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第1号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第1号につきましては、原案のとおり決定いたします。尚、議案第1号については、3月の市議会第1回定例会に諮られ、市議会の議会を経て決定されます。

続きまして、日程番号3、議案第2号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 それでは一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。現在市が設置するへき地保育所は、北村地区に3か所、栗沢地区に1か所ありますが、その内、北村豊正保育所を平成28年度末をもって閉園とするため改正を行うものでございます。

北村地域には平成18年の合併当時、4か所のへき地保育所がありましたが、東保育所が平成19年度に休園、20年度に廃止となったあと、中央、豊正、幌達布の3か所で運営をしてまいりました。豊正保育所については、平成27年度に6名の入所児童がおりましたが、今年度は入所希望がなく、休園となっております。来年度の入所希望調査においても入所希望がなかったことから、豊正地域の保護者、住民の皆さんと協議した結果、

今後入所を予定する子供がいないことなどから、閉園もやむを得ないのご意見をいただいたところでございます。

なお、閉園後の園舎ですが、老朽化した自治会館に代わる施設として利用する方向で、北村支所及び豊正自治会と協議を進めているところでございます。

本条例の一部改正についても、市議会第1回定例会にて提案する予定でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第2号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

○秋山委員 参考でお聞きします。幌達布及び中央の保育園入所児童は、現在何人ぐらいですか。

○所子ども課長 幌達布の保育園は現在16名、中央が54名です。

○秋山委員 ありがとうございます。

○三角教育長 他ございませんか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それではこの件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたします。なお議案第2号については、3月の市議会第1回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きましてその他に移ります。

委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局からなにかありませんか。

特にほかになければ、来月の定例会の日程ですが、2月21日火曜日が第3火曜日となります。時間は午後2時からということよろしいでしょうか。

場所についてはであえーる岩見沢4階の会議室1、ここで行います。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして第1回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦労様でした。

午後2時10分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員